

■ 2-7 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなすものの取扱いについて



16消導第192号
平成16年8月24日

特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなすものの新判定基準、指定の継続及び取扱等

第1 新判定基準

特定防火対象物の地階が地下街と接続している場合（接続計画を含む。以下同じ。）において、当該地階部分と地下街とが一体をなすかどうかの判定基準として、次の各号に該当しない場合にあっては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第9条の2の規定の適用については、当該地階部分は地下街と一体をなすものと判定する。

なお、地階と地下街とが接続している部分（以下「接続部分」という。）の天井部分が直接外気に常時開放（接続部の断面積以上の開口に限る。）されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等であるものは、令第9条の2の規定の適用をしないものとする。

- 1 地階及び地下街の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）が耐火構造（建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。
- 2 接続部分の開口部の面積の合計が4平方メートル以下であること。ただし、4平方メートル以下でない場合は、次の(1)又は(2)のいずれかであること。
 - (1) 地下道、歩行者専用連絡通路、広場その他これらに類するもの（主要構造部は耐火構造であるとともに、天井、壁及び床の下地材料及び仕上げ材料が建基法第2条第9号に規定する不燃材料（以下「不燃材料」という。）であるものに限る。以下「地下道等」という。）を介して接続している場合で、次のア又はイに該当していること。

ア 地下道等の長さ（地階部分（地下道等に供される部分を除く。）と地階に最も近い地下街の店舗部分等との歩行距離をいう。以下同じ。）が20メートル（排煙上有効な大きさの吹抜き又は地上へ直接通ずる2以上の階段を有するものにあつては10メートル。以下同じ。）以上である場合

イ 接続部分にドレンチャー設備（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）又はスプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備であるものに限る。以下同じ。）が延焼防止上有効に設けられている場合

(2) 地下道等にスプリンクラー設備及び「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1437号）に適合する排煙設備（以下「特殊排煙設備」という。）が設けられていること。

3 2の開口部は、次の(1)から(3)のいずれかによるものであること。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）である防火戸が、次のいずれかにより設置されていること。

ただし、地下道等を介して接続している場合で、当該地下道等の長さが20メートル以上であるときは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸とすることができる。

(ア) 随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの

(2) 煙感知器の作動と連動して閉鎖するシャッター（特定防火設備に限る。以下同じ。）の付近に排煙上有効な大きさの吹抜き及びスプリンクラー設備が設けられている場合で、次のいずれかに該当していること。

ただし、地下道等を介して接続している場合で、当該地下道等の長さが20メートル以上であるときは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるシャッターとすることができる。

(ア) 当該部分には、随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備である防火戸が併設されていること。

(イ) 構造上(ア)の特定防火設備である防火戸を設けられない場合（既存の地下街

との接続に限る。) にあつては、2 段降下式のシャッターであること。なお、シャッターの作動方法にあつては、接続部分及びその周辺の形態（避難階段の有無等）に応じて当該地階部分と地下街相互の避難を考慮した作動方法であること。

- (3) 地下道等にスプリンクラー設備及び特殊排煙設備が設けられている場合で、当該接続部分の地階側と地下街側に随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備である防火戸が設置されていること。

なお、接続部分にシャッターが用いられている場合は、当該シャッターに同様の防火戸が併設されていること。

- 4 2 の開口部及び 3・(2) の排煙上有効な大きさの吹抜き以外の接続部分が耐火構造の床又は壁で区画されていること。

- 5 地階におけるすべての階段が建基令第 123 条の規定に適合するもの若しくはこれらと防煙上同等以上の構造のものであるか又は地階に有効な排煙設備（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 30 条に定めるもの等）が設けられているものであること。ただし、地下道等を介して接続している場合で、当該地下道等の長さが 20 メートル以上であるとき又は地階の部分（接続部分を有する階に限る。）にスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

第 2 既存のものの取り扱い

- 1 平成 16 年 8 月 23 日以前に令第 9 条の 2 の規定に基づき「特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなすものの取り扱いについて」(昭和 50 年 9 月 19 日付け 50 消導第 41-3 号。以下「41-3 号通知」という。) の判定基準により指定した防火対象物は、今後も 41-3 号通知の判定基準によるものとする。
- 2 平成 16 年 8 月 24 日以降に地下街と新たに防火対象物を接続する場合（建て替えのための再接続を含む。）及び既存の接続部分を改修する場合にあつては、本通知によるものとする。

第3 指定等の手続

- 1 令第9条の2の規定による防火対象物の地階と地下街とが一体をなすものの指定又は指定の解除は消防長が告示をもって行う。
- 2 署長は、第1の新判定基準に該当する防火対象物があるとき（接統計画にあつては防火対象物の竣工時点とする。）又は新判定基準（平成16年8月23日以前に指定された防火対象物にあつては、41-3号通知の判定基準）に該当しなくなった防火対象物があるときは、調査報告書（別記様式第1号）により、すみやかに消防長に報告しなければならない。
- 3 消防長は、2により報告された当該防火対象物に関する資料に基づき書類審査及び実地調査を行い、必要と認めるものについては、指定又は指定の解除の手続を行う。
- 4 署長は、1の告示により指定又は指定の解除が行われたときは、すみやかに当該地下街及びこれと一体をなす防火対象物の管理について権限を有する者に対し、通知書（別記様式第2号又は第2号の2）により通知するものとする。
なお、この場合関係者に対し法令の趣旨等について十分説明を行い、過誤のないよう指導すること。

第4 その他

本通知の取り扱いについて疑義を生じた場合は、予防部規制課長と協議すること。

別記様式第 1 号

消 第 号 令和 年 月 日		
消 防 長 様		
消 防 署 長		
消防法施行令第 9 条の 2 の規定により下記の防火対象物の地階は、下記の 地下街と一体をなすものと認められ ます ない ので報告いたします。		
特定防火 対象物の 地階	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	所有する法人 名、所有者の 住所、氏名等	法人名 住 所 氏 名 電 話
地 下 街	所 在 地	
	名 称	
	所有する法人 名、所有者の 住所、氏名等	法人名 住 所 氏 名 電 話
	一体とみ なす判定 基準又は みなされ ない判定 理由等	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 平面図を添付すること。

別記様式第 2 号

消 第 号
令和 年 月 日

様

名古屋市 消防署長
(氏 名)

印

地下街と一体をなすものとみなされる防火対象物の指定について（通知）

消防法施行令第 9 条の 2 の規定により下記の防火対象物の地階は、下記の地下街と一体をなすものとして指定したので通知する。

記

防 火 対象物	所在地 名 称	
地下街	所在地 名 称	
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第2号の2

消 第 号
令和 年 月 日

様

名古屋市 消防署長
(氏 名)

印

地下街と一体をなすものとみなされる防火対象物の指定の解除について（通知）

消防法施行令第9条の2の規定により下記の防火対象物の地階は、下記の地下街と一体をなすものとしての指定を解除したので通知する。

記

防 火 対象物	所在地 名 称	
地下街	所在地 名 称	
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。